

あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業
(先端デジタル技術活用促進事業) 実施委託業務 企画提案書募集要領

この要領は、あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業(先端デジタル技術活用促進事業)を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

※本事業の実施は、令和8年2月定例愛知県議会における予算の成立及び国の地域未来交付金(地域未来推進型)の交付決定を条件とする。

1 事業名

あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業(先端デジタル技術活用促進事業)
実施委託業務

2 事業の目的

愛知県は、中部国際空港島及び周辺地域を、先端デジタル技術を活用した革新的事業・サービスのオープンイノベーションフィールドとして位置付け、2030年に導入が見込まれる近未来の事業・サービスを、早期社会実装することを目指す「あいちデジタルアイランドプロジェクト」を2022年度から推進している。

本事業では、県内施設、企業等がフィールドを提供することで、実証実験の実施を希望するテック企業やスタートアップ企業を誘引・支援することを目的とする。

3 委託事業の内容

別添「あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業(先端デジタル技術活用促進事業)実施委託業務仕様書」のとおりとする。

4 委託事業実施期間

契約日から2027年3月24日(水)までとする。

5 委託見積限度額

金30,342,125円(消費税及び地方消費税額を含む。)

6 募集期間

2026年2月24日(火)から2026年3月17日(火)午後5時まで

7 応募資格

応募資格者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 愛知県税及び国税が未納でないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約にかかる資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。

8 選定事業者数

1者

9 応募方法等

(1) 公募説明会の開催

企画提案者に対する公募説明会を以下のとおり実施する。

ア 日時:2026年3月3日(火)午後4時から午後4時30分まで

イ 開催方法:オンライン

ウ 参加申込:以下により電子メールで様式1「公募説明会参加申込書」を送付すること。

・申込期限:2026年3月2日(月)正午

・メールの見出し:「あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業(先端デジタル技術活用促進事業)実施委託業務の説明会参加申込み」

- ・申込先：愛知県 経済産業局 産業部 産業振興課 デジタル産業グループ
電子メール：sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp

エ 備考

- ・参加申込を受け付けた後、詳細情報をメールで送付する。
- ・説明会の参加を企画提案の応募要件とはしないが、参加することが望ましい。

(2) 応募内容に関する質問と回答

- ア 受付期間：2026年3月4日（水）から2026年3月10日（火）正午まで
- イ 問合せ方法：以下により電子メールで行うこととし、電話での質問は受付しない。
- ・送信先：sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp
 - ・電子メールの件名を「あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業（先端デジタル技術活用促進事業）実施委託業務・質問」とし、様式2「企画提案募集に係る質問書」を添付し送信すること。
- ウ 質問に対する回答
- ・競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、産業振興課のWebページに掲載する。
- エ 注意事項
- ・企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問、受付期間以外の質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

提出書類	注意事項	規格及び制限枚数
① 企画提案書（表紙）	様式3を使用	A4縦1枚
② 企画提案書（内容）	参考様式に準じて記載	A4縦10枚まで
③ 経費見積書	様式4を使用	A4縦2枚まで
④ 過去3年間の経験等	自由様式にて記載	A4縦3枚まで
⑤ 添付資料	㊦提案者の概要がわかるもの ㊧定款、寄付行為の写し ㊨社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式5） ㊩個人情報の取扱いに関する事項を定めた書面	—

※様式は、愛知県のホームページからダウンロードすること。

<https://www.pref.aichi.jp/site/aichi-digital-island-pj/digital-island-digital-technology-koubo2026.html>

イ 記述する内容等

① 企画提案書（表紙）

- ・様式3を使用し、本事業を行うにあたっての基本的情報を記載すること。
- ・文字サイズは12ポイント以上とする。

② 企画提案書（内容）

- ・全体方針
本事業を行うにあたって、企画全体の基本的な考え方、コンセプト、全体スケジュール等を記載すること。
- ・事業の実施体制及び役割分担
本事業を実施するための組織体制（事業の一部を再委託する場合は、再委託先の体制を含む。）できる限り詳細に記載すること。また、本業務遂行にあたる総括責任者以下の役割分担をわかりやすく記載すること。
- ・実施内容
仕様書に記載された委託業務について、具体的な内容、実施方法、周知方法、スケジュール等を詳細に記載すること。
- ・企画提案書の記載方法

A4 縦判・横書き・片面使用、文字サイズは 12 ポイント以上とする。ただし、図表その他の関係で前記により難しい場合はこの限りではない。

③経費見積書

- ・様式 4 を使用し、見積額及び備考欄にその積算根拠を記載すること。
- ・単位は円とし、税込みで作成すること。

④過去 3 年間の経験等

- ・今回の事業実施に当たり有用となる実績について、実施内容、実施期間等を項目別にできる限り具体的に記載すること。

⑤添付資料

- ・㊦提案者の概要がわかるものについては、企業案内、パンフレット等とする。
- ・㊧社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 5）を添付すること。
- ・㊨ 個人情報の取扱いに関する事項を定めた書面については、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者等の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等が記載されたものとする。なお、企画提案者の組織体制や内部検査に係る事項を定めた既存の社内規定等を添付することでも差し支えない。

ウ 企画提案にあたっての留意事項

- ・企画提案は、1 事業者 1 案とする。
- ・企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- ・企画提案書の内容が本要領の規定に適合しない場合は無効となる場合がある。

エ 提出物 正本 1 部、副本 7 部、

(4) 提案書の提出期限等

ア 提出期限 2026 年 3 月 17 日（火）午後 5 時必着

イ 提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る。）若しくは宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）のいずれかとする。

※持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く開庁日午前 9 時から午後 5 時までとする。

ウ 提出書類の取り扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- ・提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び選定委員会での使用に限る。）する。
- ・提出された書類及びその内容については、提案者の承諾なしに他に利用することは無い。

エ 提出・問合せ先

〒460-8501（住所記載不要） 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県 経済産業局 産業部 産業振興課

デジタル産業グループ（担当：相模、菅沼）

TEL：052-954-7495（ダイヤルイン）

E-mail：sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp

(5) 電子データの提出

企画提案書を提出後、①②③④の電子データについて問合せメールアドレスに送付すること。メール件名は「あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業（先端デジタル技術活用促進事業）実施委託業務 企画提案書」とすること。

メール以外の提出方法が望ましい場合は県担当者と協議の上、送付方法を決定すること。

10 審査の実施

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するために「あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業（先端デジタル技術活用促進事業）選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 選定委員会の開催

ア 開催日：2026 年 3 月 26 日（木）

プレゼンテーションの開始時間は、別途提案者へ連絡する。

イ 場所：別途提案者へ連絡する。

(3) 審査方法

提出された企画提案書をはじめとする書類（以下「提案書」という。）について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、応募件数が4件以上ある場合は、予備審査を行う場合がある。

なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

ア 形式審査

提出書類受理後、提案者が上記7で定める応募資格を満たしているほか、提出書類に不備がないか審査を行う。

イ 予備審査

選定委員会での審査に先立って、書面による審査を行う。

ウ 選定委員会における審査

審査は、提案書に基づく書面審査及び提案者によるプレゼンテーションにより行う。

※プレゼンテーションは1者15分程度とし、パソコン、プロジェクター等の電子機器の使用は不可、プレゼンテーション後に質疑応答を5分程度行う。

(4) 選定基準

委託事業者を選定する際の主なポイントは、以下のとおりとする。

ア 実施方針の妥当性

- ・実施方針は適切か。
- ・全体スケジュールは適切か。

イ 実施内容の妥当性

- ・事業の実施内容、提示方法は効果的かつ適切か。
- ・成果報告会の内容・実施方法は効果的かつ適切か。

ウ 提案の実現性

- ・実施体制（組織体制）及び実施担当者は適切か。
- ・経費見積は適切か。

エ 社会的価値の実現に資する取組

- ・社会的価値の実現に資する取組を行っている事業者か。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、2026年3月下旬まで（予定）に全提案者に文書で通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問合せには応じない。

(6) 選定された候補者との調整

選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで契約を締結する。

協議等が整わない場合は、次点者が、改めて県と協議等を行うこととする。

積算金額については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

11 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 契約金額

企画提案時に提出された経費見積額

ただし、上記10(6)により適正な価格に調整した場合は、その金額

(3) 契約保証金

愛知県財務規則129条の2により、契約金額の100分の10以上の額とする。

（あるいは、愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に基づき全額免除する。）

(4) 委託費の支払条件

成果物完納後に支払う。

12 スケジュール（予定）

2026年2月24日（火）	公募開始
2026年3月3日（火）	公募説明会
2026年3月10日（火）	質問締切
2026年3月17日（火）	公募締切
2026年3月26日（木）	選定委員会
2026年3月下旬	委託事業者決定、採否通知
2026年4月上旬	契約締結、委託業務開始
2027年3月24日（水）	業務完了

13 その他

- (1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合